

議案第 38 号

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

学童クラブ育成料の納入に関し、適正とし難い事務処理の管理・監督責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料月額を減額する規定を整備する必要がある。

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

- 1 市長の平成 31 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間における給料の月額は、あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 副市長の平成 31 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間における給料の月額は、条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成 31 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。